ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（イに掲げる土地の区域を除く。）

兵庫県丹波市青垣町桧倉
字カリガ谷　一〇一〇番　一号
一〇一二番　二号
一〇二二番五　三号
一〇一三番三　四号から六号まで

○国土交通省告示第三百七十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに、同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十四年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

戸蔦別川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と指十二号を結んだ線、標柱指十二号と二号を結んだ線、標柱二号から六十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と六十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域

北海道帯広市拓成町
一四四番一地先河川敷　指十二号及び二号
一四六番四地先河川敷　一号及び三号から五号まで
一六三番一地先河川敷　六号
一六三番一　七号から九号まで
一六三番三　十号から十二号まで
一一七番地先国有地　十三号及び十四号
一一七番　十五号から十八号まで
一五三番一地先河川敷　十九号、二十号及び二十七号から三十一号まで
一五三番一　二十一号から二十六号まで
一五三番七地先河川敷　三十二号及び三十三号
北海道帯広市八千代町
二六番四地先河川敷　三十四号から三十八号まで
二五番二六地先河川敷　三十九号から四十一号まで及び四十五号
二五番二六　四十二号から四十四号まで
二五番二地先河川敷　四十六号から五十三号まで
北海道帯広市八千代町基線
二一六番一　五十四号から五十六号まで
二一四番　五十七号から六十号まで
二一三番　六十一号及び六十二号

○国土交通省告示第三百七十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するとともに同法第六条第一項の規定により、当該土地において、平成二十五年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条及び第四条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十五年四月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

産女川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を平成二十三年国土交通省告示第三百七十六号で指定した同号一に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域

岩手県一関市厳美町
字岡山　九番一〇〇　一号から八号まで

○国土交通省告示第三百七十七号

福岡空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　福岡空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　福岡空港内及びその周辺　福岡県福岡市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成五年運輸省告示第二百五号及び平成十六年国土交通省告示第百六号を参照。）

イ　四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項の表誘導路中心線灯の項の次に次のように追加した。

航空機接近警告灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	二百カンデラ	誘導路中心線上誘導路の一時停止すべき位置から滑走路の境界線までの間及び滑走路中心線上

ロ　五　運用時間⑵中「飛行場灯台」の下に「及び航空機接近警告灯」を加えた。

ハ　七　航空灯火の利用上の特記事項⑴中「、過走帯灯」を「、過走帯灯、航空機接近警告灯」に変更した。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年四月四日

○国土交通省告示第三百七十八号

成田国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所

⑴　指向信号灯以外の飛行場灯火　成田国際空港株式会社　千葉県成田市古込字古込一番地一

⑵　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　成田国際空港航空灯火

三　航空灯火の位置及び所在地　成田国際空港内及びその周辺　千葉県成田市及び山武郡芝山町

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十一年運輸省告示第七百五十六号を参照。）

五　運用時間⑵中「飛行場灯台」の下に「及び駐機位置指示灯」を加えた。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年四月四日

○国土交通省告示第三百七十九号

東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えたので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　東京国際空港照明施設

三　航空灯火の位置及び所在地　東京国際空港内及びその周辺　東京都大田区及び江東区

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十二年運輸省告示第十九号を参照。）

五　運用時間⑵中「飛行場灯台」の下に「及び駐機位置指示灯」を加えた。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年四月四日

○国土交通省告示第三百八十号

中部国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十五年四月四日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　設置者の氏名及び住所

⑴　指向信号灯以外の飛行場灯火　中部国際空港株式会社　愛知県常滑市セントレア一丁目一番地

⑵　指向信号灯　国土交通大臣　東京都千代田区霞が関二丁目一番三号

二　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　中部国際空港飛行場灯火

三　航空灯火の位置及び所在地　中部国際空港内　愛知県常滑市

四　変更した事項（変更前の事項については、平成十六年国土交通省告示第千四百四十六号を参照。）

五　運用時間⑵中「飛行場灯台」の下に「及び駐機位置指示灯」を加えた。

五　変更した事項に係る飛行場灯火の供用開始期日　平成二十五年四月四日